

賛助会費規定 会則第27条関連

本新宿EAST推進協議会（以下、「協議会」という）の賛助会費は、EAST地域に愛着心と誇りを持ち、協議会の目的を広く共有し、活動を支え、実現することを大きな心の喜びとする賛助会員の、純粋な自由意志によって納められる。

1. 賛助会費は、個人の賛助会員、事業者及び団体等の賛助会員毎に一ヶ月・一口当りの金額を定め、各々1口以上とする。
2. 一口の金額について、個人は一口1千円/月（12千円/年）とする。
3. 一口の金額について、事業者及び団体等は一口1万円/月（12万円/年）とする。

表 賛助会員毎の一口金額と口数

賛助会員	一口の金額（月）	一口の金額（年）	口数
個人	1千円/月	12千円/年	1口以上
事業者・団体等	1万円/月	12万円/年	1口以上

4. 賛助会費の支払方法は、原則として銀行振込または自動送金による。手数料は、銀行振込の場合は会員の負担、自動送金の場合は協議会の負担とする。
5. 賛助会費の支払方法は、月払の他、年度末までの合計額をまとめた年払（原則として、年度替り1ヶ月以内に支払う）、あるいは半年払などを選ぶことができる。
6. 入会者は、理事会承認のあった月の会費より納めることとし、入会承認のお知らせ及び請求の日の翌月月末までに支払を開始する。
7. 年払を選ぶ場合は、入会承認のあった月より入会年度の年度末までの会費総額を、入会承認のお知らせ及び請求の日の翌月月末までに支払う。
翌年度よりは、12ヶ月分をまとめて年度替り1ヶ月以内に支払う、年払とする。
8. 賛助会員が支払方法を変える時は、2ヶ月以上前に協議会事務局に伝える。
（月払→年払・半年払、年払・半年払→月払に、あるいは振込先銀行の変更など）
9. 自動送金の場合、協議会は、原則として賛助会費支払の予告依頼、請求書、領収書を発行しない。
10. 本規定で定める口数と会則16条に定める議決権利数とは、一切の関係が無いものとする。
11. 平成26年5月以降の入会申込者は、理事・監事・事務局のいずれかの役員1名以上の推薦を条件とする。
12. 10口以上の賛助会員について、事務局はその個人・事業者・団体のお名前を常時公表できる名簿に登載できる。ただし、ご本人がこの名簿への登載を特に断った場合を除く。なおまた公表は、改めて定めるまで事業者・団体の名簿のみとする。以上